



中部家保だより



発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記 事 】

- 1 令和5年度（2023～2024シーズン）の高病原性・低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 2 暑熱対策について
- 3 「ぐんまエコファーマー」になりませんか？
- 4 定期報告等の手続きが電子化されます
- 5 第9期(令和6年度～令和8年度)家畜防疫互助基金支援事業のご案内

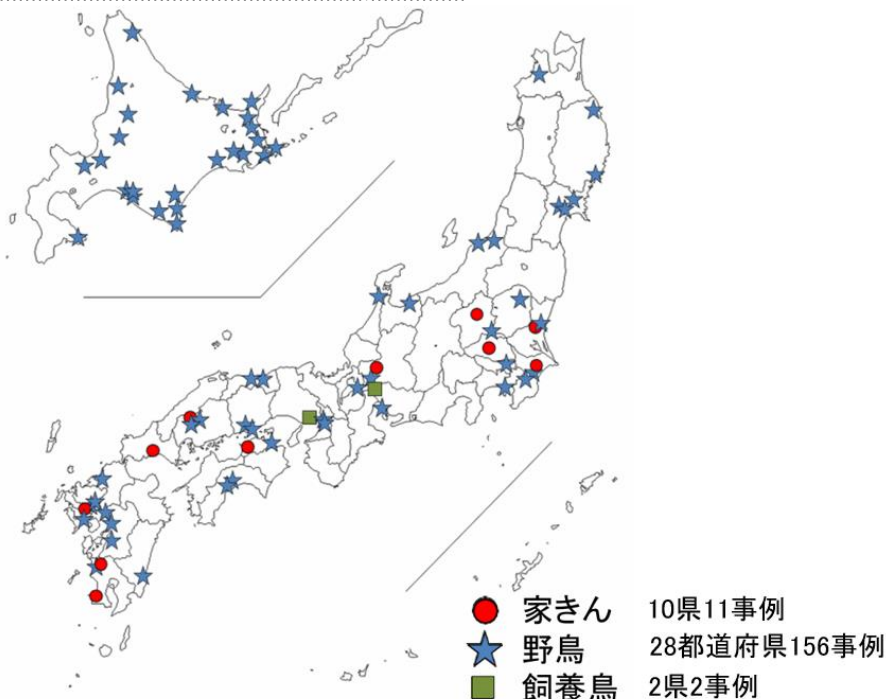
【 添付資料 】

- 1 「ぐんまエコファーマー」になりませんか？
- 2 定期の報告等（※）の手続きが電子化されます
- 3 飼養衛生管理等の電子申請の開始にかかる意向確認について
- 4 上州地鶏生産者募集中！

◆令和5年度（2023～2024シーズン）の

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ発生状況◆

2023～2024シーズンは、2023年11月に佐賀県の家きん農場でHPAI発生が確認されて以降、10県11事例の発生がありました。群馬県内では昨シーズンの初発生から2シーズン連続、国内では初の4シーズン連続の発生となりましたが、発生件数は**昨シーズンと比べて著しく減少しました**。一方で野鳥については28都道府県156事例が確認されました。過去4シーズンで2番目に大規模な感染拡大であり、昨シーズン同様に全国的に長期間にわたり、ウイルスの侵入リスクが極めて高い状態にあったと考えられています。



そのような高リスクな状態であったにもかかわらず家さん農場での発生が大幅に減少した要因として、以下のものなどが推測されています。

- ①野鳥の行動変化や感染状況などの環境要因
- ②感染性や病原性の強さなどウイルス自体の性状
- ③農場における飼養衛生管理の対策状況

③については**家さん飼養農家の皆さまが飼養衛生管理基準の遵守を徹底したことにより、HPAI発生減少につながった**ということを意味します。

近年の国内及び世界各地でのHPAIの発生状況等を考慮すると、今年も秋以降、国内にウイルスが侵入する可能性は高いです。また、北米では2022年以降季節を問わず発生が確認されていること、訪日外国人観光客数が増加していること等を考慮すると、**シーズンにかかわらず、継続して飼養衛生管理基準の遵守を徹底していく必要があります。**今後も、鳥インフルエンザ発生予防・まん延防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

◆暑熱対策について◆

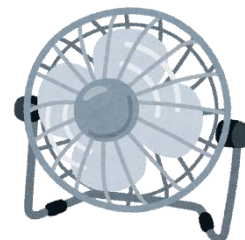
今年も6月頃から気温が上昇し、暑熱による死亡羽数増加の連絡が相次いでいます。また、8月以降も全国的に平年より気温が高くなるとの予報が出ています（気象庁）。暑熱はへい死だけでなく、産卵率の低下等の生産性の低下につながります。引き続き暑熱対策をお願いします。死亡羽数の増加原因が暑熱と推測される場合でも、必ず家畜保健衛生所への通報をお願いします。

【鶏舎環境の改善】

- 屋根や壁への断熱材の設置、石灰塗布
- 遮光ネットやよしずによる日除け
- 鶏舎周囲の除草、整理整頓により風通しを良くする

【鶏の体感温度対策】

- 換気扇や扇風機による鶏への送風や散水・散霧
- 冷たい水の給与
- 飼料添加によるビタミン・ミネラル等の追給



◆◆「ぐんまエコファーマー」になりませんか？◆◆

環境にやさしい農業の取り組みを進めるため、「みどりの食料システム法」に基づく新しい認定制度が始まりました。畜産(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏)も、該当する活動を行う計画を作成して取り組みを実施することで、ぐんまエコファーマーになれます。認定された農業者が、農業の環境負荷低減のために設備投資を行う場合、別紙のとおり優遇措置が受けられます。



詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。中部農業事務所農畜産課までお問い合わせください。

◆定期報告等の手続きが電子化されます◆

定期報告等が電子化されるに伴い、gBiz ID（ジービズアイディー）を取得し、eMAFF（イーマフ）に接続して農場登録をお願いします。

家さんについては令和6年10月の一斉点検から開始されます。

詳細については添付の資料を参考にし、家畜保健衛生課に回答をお願いします。

◆第9期(令和6年度～令和8年度)

家畜防疫互助基金支援事業のご案内◆

一般社団法人日本養鶏協会から「第9期家畜防疫互助基金支援事業」の案内がありました。概要は以下のとおりです。

《事業の概要》

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営の安定を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに要する経費等を相互に支援する仕組みに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助を行うものです。

《対象者》

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下家さん）を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。なお、飼養衛生管理基準を遵守していることが必要となります。

《生産者積立金の単価》

家さんの種類・区分ごとに生産者積立金の単価の設定が異なります。

《互助金の種類》

経営支援互助金：法に基づき殺処分された家さんを飼養していた農場に新たに家さんを導入したときに交付されるもの

焼却・埋却等互助金：殺処分した家さんを自らが焼却・埋却等し、その経費を自らが負担したときに交付されるもの
（こちらは経営再建が条件ではありません）。

今回から制度の大幅な変更があります。詳細は日本養鶏協会 HP 等を御覧ください。

《お問合せ先》

（1）一般社団法人日本養鶏協会（事業実施主体）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519

<http://www.jpa.or.jp/prevention/index.html>

（2）群馬県養鶏協会

TEL：(027)220-2371 FAX：(027)220-2372

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。